

近畿 ESD アドバイザー派遣制度実施要綱

近畿地方 ESD 活動支援センター

(目的)

第1条 持続可能な開発のための教育(以下、「ESD」という。)推進のため、学校教育及び社会教育におけるESDの導入及び効果的な実践の支援を目的とする人材派遣制度として、「近畿ESDアドバイザー派遣制度」(以下、「アドバイザー制度」という。)を設置する。

(アドバイザーの委嘱)

第2条 近畿 ESD センターは、次の中から適切な人材をアドバイザーとして委嘱する。

(1) 近畿 ESD センター企画運営委員会の委員

(2) その他、次のいずれかにおいて専門的な知識や実践経験を有し、近畿 ESD センターが必要と認める人材

ア ESDの導入もしくは実践、又はそれを実施するに当たっての課題解決

イ ESD を通じた地域課題の解決又は ESD を通じた学校等と地域の連携

(アドバイザーの役割)

第3条 アドバイザーは、ESD を推進するため、派遣先で研修や助言、コンサルティング等を行うものとする。

(アドバイザーの任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱した年度の末日までとする。ただし、近畿 ESD センターの運営に係る請負業務が終了した場合には、その終了日までとする。

(実施方法)

第5条 近畿 ESD センターは、ESDの推進に関し、助言や支援を希望する者(以下、「申請者」という。)からの申請を受け、第6条の条件を満たす場合にアドバイザーを派遣する。

(派遣条件)

第6条 第5条の派遣は、次のすべてに該当する場合に行う。

(1) 近畿 2 府 4 県における取組であること。

(2) 派遣目的が、次のいずれかに該当すること。

ア ESD の導入もしくは実践、又はそれを実施するに当たっての課題解決

イ ESD を通じた地域課題の解決又は ESD を通じた学校等と地域の連携

(3) 申請者が学校、認定こども園、行政機関、非営利団体であること

(4) 助言や支援の対象がESDの実践者または関係者であること

(5) 宗教・政治活動を目的としないこと

(6) 申請者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと、及び申請者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(派遣手続)

第7条 申請者は、派遣希望日の2か月前までに、所定の申請書(別紙様式1)を近畿ESDセンターに提出する。近畿ESDセンターは内容を審査し、申請内容がアドバイザー制度の目的と派遣条件に合致する場合、アドバイザーの中から、最適な人材を選定し、申請書への派遣を調整する。

(申請者の責務)

第8条 申請者は、アドバイザーの受入れに当たり、安全管理、保険等の措置、感染症対策、その他適切な管理体制をとるものとする。

(報告)

第9条 申請者は、派遣の実績について所定の報告書(別紙様式2)により近畿ESDセンターに報告する。

(謝金等)

第10条 近畿ESDセンターは、アドバイザーに対して、近畿ESDセンターの運営に係る業務請負者の規程に基づき、謝金及び旅費を支払う。

(事務)

第11条 この要綱に関する事務は、近畿ESDセンターにおいて行う。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。